

令和4年12月

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
 平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
 このたび、「保医発1115第11号」により、下記項目の一部変更が通知され
 令和4年11月16日より適用されることになりましたので、ご案内申し上げます。
 取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬白

***** 記 *****

■保険収載内容が一部変更された項目

検査項目名	実施料	判断料	点数区分	備考
ADAMTS13 活性	400 点	血液 125 点	「D006」 出血・凝固 検査の 「34」	ア～イ（略） ウ <u>血栓性血小板減少性紫斑病に対し、血漿交換療法、免疫抑制療法及びカプラシマブ製剤による治療を行った際に治療の継続の要否を判定することを目的として測定を行った場合、30日間を超えた場合でも、1週間に1回に限り別に算定できる。なお、その医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u>

以上